

様式第 16 号(第 15 条関係)

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市加茂町一丁目 1 番地		地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名	
	米子市長 伊木 隆司				
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	令和 2 年 9 月 1 6 日 建相起第 3 1 0 5 号- 2		承継(受理)年月日	承継の原因	
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市淀江町淀江字亀尻 2 番 207 淀江字荘境 2 番 188 淀江字荘境 2 番 21 淀江字荘境 2 番 194 淀江字荘境 2 番 22 淀江字荘境 2 番 199 淀江字荘境 2 番 26 淀江字荘境 2 番 200 淀江字荘境 2 番 28 淀江字荘境 2 番 30		備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等	
	開 発 区 域 の 面 積	5, 6 6 1. 1 0 m ²	工区別面積	2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による 必要な許可を受けた後に着手すること	
	予 定 建 築 物 等	保育園 (自己用以外)		(2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了 届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある 場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること	
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容			(3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、 適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること	
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容			
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号	